

報道関係者 各位

平成22年12月 3 日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

室長 榎本 重雄

(直通電話) 03-5403-2176

エクソンモービル（早期退職支援制度）不当労働行為再審査事件 （平成17年（不再）第9号）命令書交付について

中央労働委員会第二部会（部会長 菅野和夫）は、平成22年12月2日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】

～ 早期退職支援制度への労使合意がない中、応募した組合員の退職届を会社が受理し、

給与からの組合費引き去りを止めたのは、組合への支配介入に当たらないとした事案～

組合が早期退職支援制度導入に反対する中、会社の管理職が組合員個人に意思確認の面談を行っているが、早期退職を誘導したり組合からの脱退を勧奨したりすることを認めるに足る証拠はない。また、組合員は自らの意思で徐々に組合と距離を置き、組合へ脱退届を提出したと見るのが相当で、会社による支配介入に当たる行為が介在したとは認められない。また、組合の了解なく、会社が組合員のチェック・オフ（組合費引き去り）を停止したのは本人からの依頼に基づき組合脱退後に行ったもので、組合への支配介入には当たらない。

I 当事者

再審査申立人：スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合〔大阪府豊中市〕
組合員数31名（H16.4末現在）

再審査被申立人：エクソンモービル有限会社〔東京都港区〕
従業員約900名（H16.4末現在）

II 事案の概要

- 1 会社は、①組合が「早期退職／セカンド・キャリア支援制度」（以下、「本件早期退職支援制度」という。）の導入に反対している中で、同制度に応募したAら組合員の早期退職を承認し、同人らを退職させたこと、②これに伴い、同人らに組合からの脱退を表明させたこと、③組合の了解なく、同人らのチェック・オフを停止したことが支配介入の不当労働行為であるとして、大阪府労働委員会（以下「大阪府労働委」）に申立てがあった事件である。
- 2 大阪府労働委は、いずれも不当労働行為に当たらないとして、組合の救済申立てを棄却したところ、組合はこれを不服として再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文 本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) **組合が本件早期退職支援制度の導入に同意していない中で、会社が同制度に応募したAら組合員の早期退職届を受理し、同人らを退職させたことが組合に対する支配介入に当たるか。**

①会社の管理職がAら組合員個人に対して本人の意思確認等の面談（カウンセリング）を行っているが、会社と組合間で本件早期退職支援制度等について団交が行われていた間に、会社が面談により同人らに早期退職を誘導したり、組合からの脱退を勧奨したりしたことを認めるに足りる的確な証拠もないこと、また、②会社が労使合意のない中で、管理職が同人らの早期退職届を受け取った際に、引継ぎ書の作成を求め、その作成について有給休暇の不足を休日出勤に振り替えさせるなどして、同人らの退職手続を進めているが、会社がこのような措置をとったとしても不自然ないし不適切な対応とみることはできず、会社がこれらの措置によって、同人らが退職しやすくなるよう、手引や隠蔽を行ったと評価することはできないことなどから、支配介入の不当労働行為に当たるとはいえない。

(2) **上記(1)に伴い、会社がAらに組合からの脱退表明をさせたと認められるか。認められるとすると、それが組合に対する支配介入に当たるか。**

当時Aら組合員と他の組合員間で、組合の指令書や社内研修等への出席をめぐってトラブルとなり、もみ合いに至ることがあったこと、また、同人らは早期退職届を会社に提出し、同時期に組合脱退届を組合に郵送しているが、その際上記(1)のとおり会社が同人らに早期退職を誘導したり、組合からの脱退を勧奨したり強要したとは認められないこと等の事情からすれば、同人らは自らの意思で、徐々に組合と距離を置き、上記トラブルに至って明確に組合活動を否定する言動をなすように至った経過を経て、組合へ脱退届を提出したものとみるのが相当であるから、そのことに会社による支配介入に当たる行為が介在したとは認められない。

(3) **会社が、組合の了解なく、Aら組合員のチェック・オフを停止したことが、組合に対する支配介入に当たるか。**

組合はAら組合員の脱退を承認していないが、組合員には労働組合からの脱退の自由があることから、組合員の脱退は脱退届の組合への到達をもって成立するというべきで、同人らが組合脱退届を組合に提出したことにより、同人らは組合を脱退していたのであり、会社が同人らのチェック・オフ停止依頼に基づき、同人らのチェック・オフの停止を組合に通知した上で、同人らの脱退後の期間のチェック・オフを停止したとしても、そのことをもって会社の支配介入に当たるとは認められない。

【参考】

初審救済申立日 平成13年2月20日（大阪地労委平成13年(不)第12号）

初審命令交付日 平成17年2月10日

再審査申立日 平成17年2月21日